

土岐市幼児療育センター重要事項説明書
(児童発達支援事業所)

当事業所は岐阜県知事の指定を受けています。
(岐阜県指定 第2151800014号)

この重要事項説明書は、当事業所の概要や提供される児童発達支援事業の内容、契約上ご注意いただきたいことを児童発達支援事業利用希望者に対して説明するものです。

※当支援事業の利用は、児童福祉法に基づく障害児通所給付費（以下「給付費」という）の支給決定を受けた児童が対象となります。

1. 事業者名称概要

名 称	社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会
法人所在地	岐阜県土岐市下石町1060番地
電話番号	0572-57-6661
代表者氏名	会長 舘 林 慶 二
設立年月	昭和57年12月

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援
事業所の名称	土岐市幼児療育センター
事業所の所在地	岐阜県土岐市下石町1060番地
連絡先	電話：0572-57-6661 FAX：0572-57-4611
管理者氏名	鷺 見 政 人
児童発達支援 管理責任者	浜 野 香 織
定 員	15人（第1単位：8名 第2単位：7名）
指 定 年 月	平成25年4月
事業所番号	岐阜県第 2151800014

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人土岐市社会福祉協議会が設置する土岐市幼児療育センター（以下「事業者」という。）において実施する児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定発達支援の円滑な運営を図るとともに、利用児童及び通所決定保護者の意思及び人格を尊重し、利用児童及び通所決定保護の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

- ①事業者は、通所給付決定保護者及び利用児童の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用児童に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずる

ことにより利用児童に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供するものとする。

- ②事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する利用児童の意思及び人格を尊重して、常に当該利用児童の立場に立った指定通所支援の提供に努めるものとする。
- ③事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、指定障害福祉サービスを行う者及びその他の福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ④事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する利用児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑤前④項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）及び「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第82号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を提供するものとする。

4. 通常の事業の実施地域

土岐市の全域

5. 営業時間とサービス提供時間

(1) 営業時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時15分

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) サービス提供時間

①第1単位 午前9時から午後1時

②第2単位 午後2時から午後4時

6. 職員の体制

当事業所では、児童福祉法及び岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を遵守し、指定児童発達支援を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

職 種	業 務 内 容
管 理 者	常勤1名 管理者は、職員の管理、児童発達支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	常勤1名 個別支援計画を作成し、利用児童及び利用児童の保護者に対し適切に指導等を行います。
嘱 託 医	非常勤1名 定期的に利用児童の健康診断及び健康・医療に関する相談を行います。
児 童 指 導 員	常勤1名（直接指導員） 個別支援計画に基づき利用児童及び利用児童の保護者に対し適切に指導等を行います。
保 育 士	常勤1名（直接指導員） 個別支援計画に基づき利用児童及び利用児童の保護者に対し適切に指導等を行います。
理 学 療 法 士	常勤1名（言語聴覚士）直接指導員 個別支援計画に基づき利用児童及び利用児童の保護者に対し指定児童発達支援の提供において、言語に関する機能訓練を行います。

7. 指定児童発達支援事業の内容

- (1) 指定児童発達支援計画の策定
- (2) 基本事業
- (ア) 日常生活訓練 日常生活における基本的な動作の指導に関すること。
日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
 - (イ) 集団生活適応訓練 集団生活への適応訓練に関すること（会話、ふれあい等）
 - (ウ) 創作的活動 絵画、工作、園芸等
 - (エ) 療育の指導 家族等に対する療育技術指導等
 - (オ) 各種相談 嘱託医による健康チェック、健康相談、医療、福祉、生活の相談等
- (3) その他の事業 摂食指導等

※全ての指定児童発達支援は「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

8. 利用料金

- (1) 児童発達支援料金表（サービスの提供内容により選択する項目が異なります。）

項 目	利 用 料 金
基本料（区分1）利用時間：1時間30分未満	6,520円
基本料（区分2）利用時間：2時間30分未満	6,710円
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	100円
欠席時対応加算	940円
個別サポート（Ⅰ）	1,200円
個別サポート（Ⅱ）	1,500円
関係機関連携加算（Ⅰ）	2,500円
関係機関連携加算（Ⅱ）	2,000円
関係機関連携加算（Ⅲ）	1,500円
関係機関連携加算（Ⅳ）	2,000円

- (2) 障害児通所給付費による指定児童発達支援事業を提供した場合は、児童発達支援利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。
- (3) 上記（2）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者から支援事業利用料金の全額を受けるものとします。
- (4) 土岐市在住者は、基準に基づいた当該指定児童発達支援事業に係る利用料金の通所利用者負担額（1割負担額）については、市の指示があるまで当分の間無料とします。
- (5) 事業者は、上記（2）及び（3）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知します。
- (6) 次に定める費用については、利用者から徴収します。

項 目	利 用 料 金
① 摂食指導の提供に係る材料費（1回）	605円
② 複写物の交付（1枚）	10円
③ 上記に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	

- (7) 上記(6)の③に掲げる費用については、別に国または岐阜県が定めるところによります。
- (8) 事業者は、上記(6)の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付します。
- (9) 事業者は、上記(6)の③に係る指定児童発達支援の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該指定児童発達支援の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとします。
- (10) 利用料金のお支払方法
 料金・費用は、当事業者からの請求に基づき、口座振込みによりお支払いください。
 ただし、上記(6)の②の費用は複写物と引き換えにお支払いください。

9. 利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者は指定児童発達支援事業を利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用児童及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 鷲見政人
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止のため事務局長及び他部署役職者と対策を検討し検討結果についての従業員への周知徹底します。

11. 緊急時の対応

現に指定児童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 利用児童のかかりつけ医療機関

医療機関名	病院	診療科	科
所在地			
主治医	電話番号		

- (2) 緊急連絡先

連絡先	氏名：	続柄：
	所在地：	県 市
	電話番号：	— —

- (3) 事業所の嘱託医療機関

医療機関名	ひまわり小児科	診療科	小児科、アレルギー科
所在地	岐阜県土岐市土岐津町土岐口南町 4-59		
代表者	福田 革(きよし)	電話番号	0572-54-8839

(4) 事業所の協力医療機関

医療機関名	ひまわり小児科	電話番号	0572-54-8839
-------	---------	------	--------------

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。

13. 障がい児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令等に基づいて、利用児童の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

閲覧、複写ができる窓口業務時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとします。

14. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた利用児童及び利用児童の家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

15. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	浜野香織
	受付日時	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時15分 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く
	電話番号	0572-57-6661 FAX 57-4611
第三者委員	後藤健次	電話番号0572-57-6814
	籠橋一貴	電話番号0572-59-3266
	市原作一	電話番号0572-57-2332

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

岐阜県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号	058(278)5136

16. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

重要事項に関する説明確認

令和 年 月 日

指定児童発達支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名 土岐市幼児療育センター

事業所住所 岐阜県土岐市下石町1060番地

説明者職名 児童発達支援管理責任者 氏名 浜野香織 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について、重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞
続柄 ()

児童氏名 _____